

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局保育課長

お子さんの同居の家族が新型コロナワクチン接種後に
発熱した場合の登園について

平素より本市保育行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、現在、医療従事者及び高齢者等を対象として新型コロナワクチンの接種が行われております。また、今後、64歳以下の方などへも、順次、拡大していく予定です。

このため、お子さんの同居の家族が新型コロナワクチン接種後の副反応として発熱した場合の登園については、「風邪等の症状がみられる場合の登園」とは異なり、以下のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 登園の基準

お子さんの同居の家族が新型コロナワクチン接種後に発熱した場合、

- (1) **接種当日、もしくは翌日の発熱**は、ワクチンの副反応であるものとして、お子さんの登園は可能といたします。

※接種前に医師による予診があり、かつ、あらかじめ副反応がでる可能性がある」と説明されているため

- (2) **ワクチン接種後、2日目以降の発熱**は、病院への早期受診をお願いいたします。各施設は、「医師の診断」に基づき、登園の可否を判断いたします。

※ワクチン接種の2日目以降も発熱が治まらない場合には、ワクチンの副反応とは断言しづらいため

※「医師の診断」とは、病院の医師による診断書等の発行を必須とするものではありません

参考：お子さんや同居の家族に風邪等の症状がみられる場合の登園について

(令和3年4月14日新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育所の登園について(お願い)一部抜粋)

お子さんに「発熱」の症状があれば、各施設では登園をお断りしています。

また、発熱がない風邪の初期症状(普通感冒)程度であっても、病院への早期受診をお願いいたします。

加えて、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合であっても、病院への早期受診をお願いいたします。

各施設は、医師の診断をもって登園の可否*を判断いたします。

※医師の診断をもって登園の可否については、風邪(普通感冒)と診断した診療所および病院の医師による診断書等の発行を必須とするものではありません。例えば、医療機関から風邪(普通感冒)と診断された場合には、各施設は、診察時に指示された登園の是非や解除の目安の情報の聞き取りを行うとともに、その後の症状の経過や改善に関しても確認をさせていただきます。